



農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

1. 各筆明細

整理番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)		市町村名 (同意印)		(住 所)		公告年月日		令和 年 月 日			
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称)		(同意印)		(住 所)							
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称)		(同意印)		(住 所)							
権利を設定する土地(D)								権利の設定内容(E)		権利を設定する土地の(A)以外の権限者等(F)				備考
所 在 地 番 枝 番	地 目 登記簿	現 況	面 積 (㎡) 登記簿	現 況	権利の 種類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種類	(同意印)			
合計		筆			㎡	㎡		円	手数料	円				
権利の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法			◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までにし手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転貸

甲は、乙が目的物を第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。
また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外）

整理番号	氏名又は名称		年 齢		農作業従事日数		権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況（E）		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況（F）			
権利設定等を受ける土地の面積（A） m ²	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） m ²		権利設定等を受ける者の主たる経営作目（C）	権利設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況（D）			雇用労働力（年間延べ労働日数）	種 類	数 量	種 類	数 量	
				世帯員	農業専従者（うち15歳以上65歳未満の者）							
農 地	農 地	採 草 放牧地		男	人	主たる従事者		人日				
採 草 放牧地						その 他の 従事者	主として農業に従事する者					人
その他							従として農業に従事する者					人
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（G）							地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（H）					

（記載注意）

- （1）権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）
- （2）（A）欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
- （3）（C）欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- （4）（D）欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行すべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人）

整理番号	農地所有適格法人の名称		権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況（F）	権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況（G）	
権利設定等を受ける土地の面積 （A） m ²	権利設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 （B） m ²	事業の種類				現在			
		農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容					
農地	農地	現在	現在	現在		権利取得後	権利取得後	権利取得後	
採草放牧地	採草放牧地	事業の実施状況及び事業計画				種類	数量	種類	数量
その他		農業	左記以外の事業						
		3年前		3年前					
		2年前		2年前					
		1年前		1年前					
		初年度		初年度					
		2年目		2年目					
		3年目		3年目					
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）					
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		氏名	住所	年間農業従事日数	
		権利の種類	面積（m ² ）	前年実績	見込み			前年実績	見込み
雇用労働力（年間延日数）			人日						
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）						地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（I）			

(記載注意)

- (1) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧
林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を
超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に
必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状
況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記
載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績
のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事
業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数
を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売
する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行
役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務
執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年
間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従
事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事
業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事す
る年間日数の見込みを記載する。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称		権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)		権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)		権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)				
権利設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	権利設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	権利設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類	数量
						前年実績	見込み				
農地	農地										
採草放牧地											
その他	採草放牧地										
雇用労働力（年間延日数）		人日									
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (I)							

（記載注意）

- (1) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (2) (C) 欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。
なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (3) (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (4) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。